

### 1. 整備候補地について

- ・スポーツ科学拠点施設計画（規模・機能・形状）及び上尾運動公園全体の活用案の提案を求める。
- ・候補地①は既存施設としてスポーツ総合センターが整備されており、施設改修を前提として利用する。
- ・候補地②は、さいたま水上公園の再整備予定地であり、既存施設の解体後、引き渡される予定である。  
 なお、同地は都市公園区域に区分されるため、都市公園法及び関連条例等に沿った利活用をする必要がある。
- ・敷地面積や建蔽率については、「別紙事業概要」に記載のとおり。

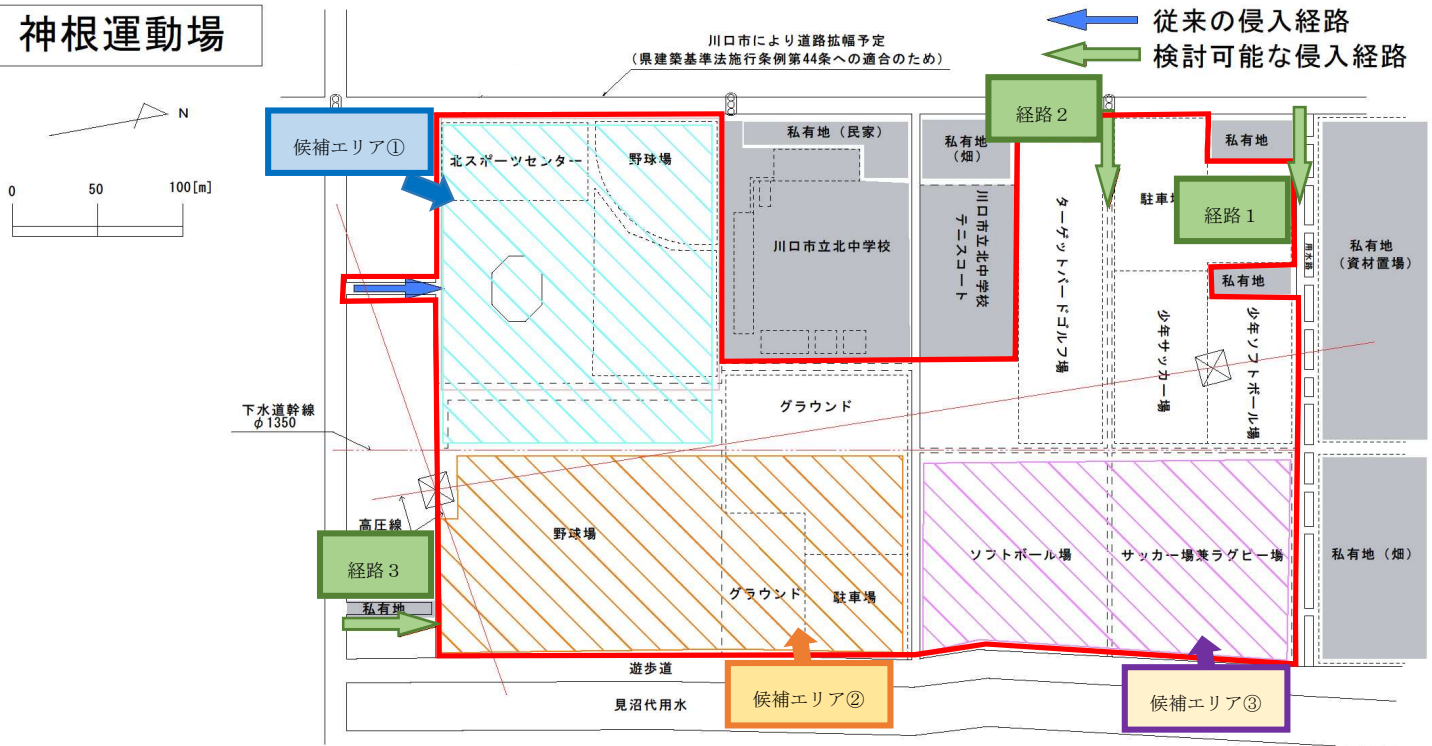
### 2. 施設整備地について

- ・整備地は候補地①②の中から決定する。
- ・候補地①は既存施設の改修を、候補地②は施設の新設を前提とするとして活用する。
- ・施設整備にあたっては、候補地①②の内 1 箇所のみを活用することを想定しているが、複数候補地を組み合わせた提案を妨げるものではない。

### 3. 公園へのアクセスについて

- ・現在、公園への主要なアクセス経路としては、経路①～③が利用されている。  
 このうち、経路①③は徒歩、②は車両及び徒歩による通行が可能である。
- ・施設整備後の公園へのアクセスは経路①～③を現在と同様の条件にて利用することを想定しているが、施設整備と合わせた新経路拡充の提案を妨げるものではない。

# 神根運動場



## 1. 施設整備の考え方

屋内50m水泳場計画(規模・機能・形状)及び神根運動場全体の活用案を対象とした提案を求める。

又、プールの配置場所は候補エリア①～③から決定する。提案にあたっては以下の点に留意すること(複数エリアにまたがる提案を妨げるものではない)。

- ・市立北中学校への影響が最小限となる配置とする。
- ・既存下水道、高圧線に影響しない配置とする。
- ・本事業に合わせて、川口市が神根運動場の再整備を検討しており、北スポーツセンターの建替え及び1km程度のランニングコースや多目的グラウンド等屋外運動施設及び駐車場の整備が予定されている(詳細は川口市が検討中)。  
※選定された候補エリア内の既存工作物等は、本事業着工前に川口市において解体・撤去する。
- ・本事業で使用しない土地は神根運動場の再整備事業で使用する。
- ・屋内50m水泳場とスポーツセンターにおいて、体育館やトレーニング室等の共同利用による連携を検討している。
- ・神根公園を含む神根運動場全体を活用するアイデアの提案も可能である。(上図の赤枠の範囲)
- ・私有地の買収計画は現時点ではありませんが、提案の状況によっては川口市と協議を行います。

## 2. 法的要件について

- ・神根運動場の敷地は市街化調整区域であり、神根公園が都市公園に指定されている。
- ・神根公園の建蔽率は川口市都市公園条例で20%まで緩和されている。  
※必要に応じて条例改正等により、建蔽率等の制限緩和も検討する。
- ・敷地西側の道路は県建築基準法施行条例第44条への適合のため川口市において拡幅が予定されている。

## 3. 敷地へのアクセスについて

敷地への現在の侵入経路は上図青矢印の位置である。提案にあたっては、現状に加えて以下の3つの経路の検討が可能である。

経路①：市道 車1台分の幅 北側の用水路は解体不可

経路②：市道 車通行不可 西側道路に押しボタン式信号有

経路③：私有地

ただし、上記以外の経路の提案を妨げるものではない。